

平成29年第3回教育委員会臨時会日程

日 時 平成29年11月15日（水）
午前8時45分から

場 所 北条小学校 校長室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議 案

第52号議案 北栄町教育委員会委員長の選挙について

第53号議案 北栄町教育委員会委員長職務代理者の指定について

4 その他

・次回教育委員会 定例会 11月21日（火）13時30分から

5 閉 会

議案第 5 2 号

北栄町教育委員会委員長の選挙について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 2 項の規定に基づき、旧法第 12 条第 1 項の規定により、教育委員会委員長の選挙を行う。

委員長 氏 名

平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（旧法）

（委員長）

第 1 2 条 教育委員会は、委員（第十六条第二項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、1 年とする。ただし、再選されることができる。

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

議案第 5 3 号

北栄町教育委員会委員長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 2 項の規定に基づき、旧法第 12 条第 4 項の規定により、教育委員会委員長職務代理者の指定を行う。

委員長職務代理者 氏 名

平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美